

令和8年3月23日

天草市長 馬場 昭治 様

天草市入札監視委員会
委員長 上 原 伸 孝

天草市における入札契約手続きの改善について（具申）

令和7年8月に発生した豪雨災害では、一日も早い復旧・復興に向けご尽力されていることと推察します。

さて、天草市入札監視委員会では、四半期毎に市が発注する工事の入札契約について審議を行っております。

天草市におかれましては、これまで、市独自の格付実施や一般競争入札の導入など、入札契約制度の改正に取り組み改善が図られてきたところです。

そこで、委員会では、これまでの審議を踏まえ、更なる入札契約の透明性並びに公正な競争を確保するために、天草市入札監視委員会条例第9条に基づき、下記のとおり具申します。

記

1 一般競争入札対象工事の拡大について

平成24年より設計金額3,000万円以上の工事については、一般競争入札を導入されているが、更なる透明性並びに公正な競争を確保し、入札参加機会の拡大促進を図るために、一般競争入札の対象となる工事の設計金額の引き下げの検討を行うこと。

2 指名競争入札における業者指名について

指名競争入札においては、工事指名等方針に基づき指名されているところであり、指名標準数についてはおおむね10者となっているが、工事案件によっては設計金額に相応する格付ランクに属する10者以上の全業者を固定して指名しているものが見受けられる。指名業者の固定化は、談合等の誘発が懸念されることから、指名標準数を遵守し、公平・公正な入札の執行に努めること。

3 工事発注時期の平準化について

天草市における建設工事の発注時期、発注状況については、第1四半期から第3四半期に発注が集中し第4四半期が特に少ない状況であり、年度末に工事が集中する一方で年度始めは工事が少ない状況となっている。昨今、建設業の働き方改革の促進、生産性の向上、人材・資材の効率的な活用及び経営の安定化に繋げるため、工事発注及び施工時期の平準化が求められている。

よって、発注者における速やかな繰越手続きや債務負担行為及び余裕期間を見込んだ早期契約制度等の活用による施工時期の平準化を図り、受注者の計画的かつ円滑な施工の確保に努めること。